ロ　急性期病院Ｂ一般入院料　1,643点
2　急性期一般入院基本料
イ　急性期一般入院料１　1,874点
ロ　急性期一般入院料２　1,779点
ハ　急性期一般入院料３　1,704点
ニ　急性期一般入院料４　1,597点
ホ　急性期一般入院料５　1,575点
ヘ　急性期一般入院料６　1,523点
3　地域一般入院基本料
イ　地域一般入院料１　1,290点
ロ　地域一般入院料２　1,282点
ハ　地域一般入院料３　1,097点

注１　療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料又は精神病棟入院基本料を算定する病棟以外の病院の病棟（以下この表において「一般病棟」という。）であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第７号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。

２　注１に規定する病棟以外の一般病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、704点を算定できる。ただし、注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近３月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

３　当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。
イ　14日以内の期間　450点（特別入院基本料等については、300点）
ロ　15日以上30日以内の期間　192点（特別入院基本料等については、155点）

４　地域一般入院基本料を算定する病棟において、当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号Ａ２４６に掲げる入退院支援加算３を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

５　地域一般入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の５に規定する特別養護老人ホーム（以下この表において「特別養護老人ホーム」という。）、同法第20条の６に規定する軽費老人ホーム（以下この表において「軽費老人ホーム」という。）、同法第29条第１項に規定する有料老人ホーム（以下この表において「有料老人ホーム」という。）等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、１日につき150点を所定点数に加算する。

６　別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の５に相当する点数を減算する。
イ　年６日以内であること。
ロ　当該日が属する月が連続する２月以内であること。

７　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注２の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第３節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。

８　退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

９　入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

10　当該病棟においては、第２節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
イ　急性期総合体制加算（急性期病院一般入院基本料に限る。）
ロ　地域医療支援病院入院診療加算
ハ　臨床研修病院入院診療加算
ニ　紹介受診重点医療機関入院診療加算
ホ　救急医療管理加算
ヘ　超急性期脳卒中加算
ト　妊産婦緊急搬送入院加算
チ　在宅患者緊急入院診療加算
リ　診療録管理体制加算
ヌ　医師事務作業補助体制加算
ル　急性期看護補助体制加算
ヲ　看護職員夜間配置加算
ワ　電子的診療情報連携体制整備加算
カ　乳幼児加算・幼児加算
ヨ　特定感染症入院医療管理加算
タ　難病等特別入院診療加算
レ　超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ソ　看護配置加算
ツ　看護補助加算
ネ　看護・多職種協働加算（急性期病院Ｂ一般入院料及び急性期一般入院料４に限る。）
ナ　地域加算
ラ　離島加算
ム　療養環境加算
ウ　ＨＩＶ感染者療養環境特別加算
ヰ　特定感染症患者療養環境特別加算
ノ　特定薬剤治療環境特別加算
オ　重症者等療養環境特別加算
ク　小児療養環境特別加算
ヤ　産科管理加算（１に限る。）
マ　無菌治療室管理加算
ケ　放射線治療病室管理加算
フ　緩和ケア診療加算